

## 入札説明書

宮崎県が行う複写サービスに係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書について疑義がある場合は、下記7の(1)に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後に仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和3年8月20日

2 競争入札に付する事項

- (1) 物品及び数量 フルカラー複合機賃貸借並びに保守及び消耗品等の供給に関する契約
- (2) 契約期間 令和3年10月1日から令和8年9月30日（60箇月）
- (3) 納入期限 令和3年9月30日
- (4) 納入場所 宮崎市橘通東1丁目9番10号  
県庁3号館2階 文化財課

3 仕様及び数量等  
別添仕様書のとおり

4 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成17年宮崎県条例第81号)第2条第1項第1号の規定による契約であり県は、上記2の(2)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
  - ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合。
  - イ 本件契約の相手方が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。)と密接な関係を有するものであると認められた場合。
  - ウ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合。
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

5 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 宮崎県の物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格者名簿に登録されている者で、業種がサービス(役務の提供)に関する業種で、営業種目が賃貸業務で種目が事務機器であること。
- (2) 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
- (3) 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。
- (4) 本件の物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

6 入札参加資格の確認

- (1) 入札参加希望者は、令和3年8月30日午後5時までに入札参加資格確認申請書(別紙様式1)を7の(1)まで持参又は送付(郵便にあっては書留郵便に限る)すること。
- (2) 入札参加資格確認結果は、審査終了後、入札日までの間に通知する。

## 7 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 〒880-8502 宮崎市橘通東1丁目9番10号  
県庁3号館2階 宮崎県教育庁文化財課文化財担当
- (2) 期間 令和3年8月20日から令和3年8月30日まで  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

## 8 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 場所 宮崎県教育庁文化財課文化財担当
- (2) 期間 令和3年8月20日から令和3年8月30日まで  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

## 9 入札説明会

入札説明会は実施しない。

## 10 入札と開札

- (1) 入札と開札の場所及び日時

ア 場所 宮崎市橘通東1丁目9番10号  
県庁3号館3階 共用会議室

イ 日時 令和3年9月8日(水曜日)午前10時

- (2) 入札に参加する者は、入札書(別紙様式2)を持参により提出しなければならない。  
電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。
- (3) 代理人が入札を行う場合は、委任状(別紙様式3)を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号(法人の場合は代表者の職氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印をしておかなければならない。
- (4) 入札方法  
2の(1)の物品について入札を実施する。入札金額は、複写サービス料金一月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)を記載しなければならない。
- (6) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。
- (7) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取り消すことができる。
- (8) 開札には入札者又はその代理人が立ち会わなければならない。

## 11 再度入札

- (1) 開札をした場合において、落札者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。
- (2) 再度入札の回数は、1回を限度とする。
- (3) 再度の入札書の様式は、初度の入札で使用したものと同一ものを用いるが、当該様式の上部の「入札書」と書かれた左横の空欄に手書きで「再」と記入すること。
- (4) 再度入札を辞退しようとするときは、辞退する旨を記入した入札書を提出しなければならない。
- (5) 再度入札に立ち会わない者がいる場合は、辞退したものと見なす。

## 12 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

入札金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約(入札金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合。

イ 落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

### (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合。

イ 過去2箇年度の間に関又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約(長期継続契約以外の複数年度にわたる契約にあつては、履行完了日が契約を締結しようとする日の属する年度前の2箇年度の間にあるもの)を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないとき。(過去二箇年の実績に関しては、本件入札の落札者に提出を求める。)

## 13 入札の無効に関する事項

次の入札は無効とする。なお、無効となる入札をした者又は初度の入札に参加しなかった者は再度の入札に参加することはできない。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があつた入札

## 14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。

## 15 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県教育庁文化財課文化財担当

宮崎市橘通東1丁目9番10号 郵便番号 880-8502 電話番号0985-26-7250